

ガイドラインの実施等に関する履行状況調査結果一覧(第1次報告)

機関名	総合所見	創意工夫ある取組	留意事項
<p>【国立大学】</p> <p>群馬大学</p>	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、研究活動上の不正行為防止への取組みの方針を定め、研究費の不正使用等の防止への対応について、「研究費の運営及び管理に関する規程」(平成19年11月)、「研究活動に費消する研究費の不正防止計画」(平成20年7月)が、それぞれ制定・策定され、公的研究費の管理・監査体制の整備が図られている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であり、研究費の執行及び管理の適正を図るための体制については、既に平成19年度に当時課題であった発注及び検収体制の見直し、改善を図り、毎年開催される各種研修会、競争的資金の説明会において研究費の適正な執行等の周知徹底、学内会計監査においても注意喚起が行われているところである。</p> <p>今後これらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>また、ガイドラインに沿って、より実効性ある取組として定着化を図るため、研究現場の意見・ニーズ等を把握し、教職員の相互理解を促進しつつ、一体となって取組の推進に努めることが、今後期待される。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)職務権限の明確化 ○ 研究活動の効率的な遂行を図るため、50万円未満の物品等の研究者発注を認めるに当たり、不正防止の観点から、会計規則に規定する義務及び責任の遵守を改めて研究者本人に確認するため、「教職員発注届出書」の提出を義務化している。</p> <p>(2)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 ○ 不正発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 ○ 不正発生要因の把握・点検の一環として、研究費の適正な取引を確認するため、取引業者の売掛金台帳との照会が行われている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 物品請求システムにおいて、研究者に対して研究費毎に、毎年10～11月及び1～2月に収支簿を添え、研究費の計画的執行を促す通知を送付し、1月中に決算に向けた部局内スケジュールを通知するとともに、執行残の多い研究者に対しては理由を確認することにより、計画的執行のアドバイスが行われている。</p>	<p>○ 再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ アンケート調査の結果を十分活用し、全ての研究者及び事務職員に対し、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。</p>
<p>東京工業大学</p>	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、公的研究費の管理・監査体制を整備されているが、今回の不正事案(業者に対する預け金・品転(請求書の書き換え)等)を踏まえ、平成24年3月に、平成24年度から実施すべき不正防止対策として、①予算責任者(部長)、予算詳細責任者及び予算詳細執行補助者の責任の明確化、役割の強化及び周知・徹底、②教育研究資金の適正な執行に向けた「ハンドブック」等の作成・配布、③会計検査院決算検査報告等による指摘事項等の情報を教職員に積極的に周知、④取引に当たり「誓約書」の提出を義務付け、⑤検収センターの整理・充実などの再発防止策を盛り込んだ「教育研究資金不正防止計画」が見直し・実行され、更なる体制の整備・充実を図ることとしている。</p> <p>これらの取組については、運用実態・効果等をモニタリングしつつ、再発防止に向けた取組として定着化を図っていくことが期待される。</p> <p>また、本計画において、平成24年度に検討すべき不正防止対策として多岐にわたる事項が挙げられており、これらの事項については、今後、実効性のある取組として検討の上、着実に履行していくことが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(2)職務権限の明確化 ○ 「教育研究資金の予算執行の責任に関する規程」(平成24年3月)が制定され、予算執行の責任に関する基本及び責任体系、各段階の関係者の職務権限・責任が明確化されている。</p> <p>(3)関係者の意識向上 ○ 平成24年12月に「研究者等の行動規範」パンフレットを発行し、大学院生を含む教職員へ配布し、併せて、大学院生には研究室のゼミ等での周知を図っている。また、新任教員採用研修会、科学研究費説明会、FD研修、部局長・評議員研修、「科学技術者の倫理」(大学院科目として平成23年度開設)などのあらゆる段階を対象とした説明の機会を活用し、「適正な研究活動」の周知に努めている。</p> <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】</p> <p>(2)不正防止計画の実施 ○ 平成24年4月に、コンプライアンス担当副学長が指名され、更に同月に、専任職員1名を配置するなど、機関として防止計画推進部署の体制強化を図っている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 物品等請求システムを通じて、教職員が自ら執行管理する予算の収支について、把握・検証できる体制を整備しており、部局長等会議において、各部局の予算執行状況を開示し、予算の計画的な執行等について喚起している。</p> <p>○ 平成25年1月より、特別な事情(夜間、休日、早朝及び緊急時等の納品の場合で、実験棟でその調達品を早急に使用しなければならない場合(使用したため確認を受けられない場合)又は本学教職員が他機関等での納品でその場で使用する必要がある場合など)を除き、納入される全ての物品等について納品確認を実施する体制としている。</p> <p>【モニタリングの在り方】</p> <p>○ 監査計画・結果等について、定期的に四者協議会(経営者、監事、内部監査担当部門、会計監査人)を開催し、情報共有・連携を図ることにより、効率的・効果的かつ多角的な監査の実施に努めている。</p>	<p>○ 今後検討・実施予定とされている諸事項も含め、不正防止計画の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p>
<p>東京農工大学</p>	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、研究費の不正使用防止のため、「競争的資金等の取扱いに関する事項」(平成19年4月)、「競争的資金等の使用に関する行動規範」として「研究者等の倫理」に関するガイドライン(平成19年3月)を策定し、不正使用防止等の体制を整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金、旅費によるプール金等)は、ガイドライン制定以降も続いた事案もあり、今後も教員と事務職員のコミュニケーションの充実やモニタリングの強化など、今回の事案を踏まえた独自の視点からの不正要因を把握しつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p> <p>また、機関として、取組全体の外部への更なる情報発信に努めるとともに、研究者に対しては、ルール等について、より分かりやすく周知を図るための工夫を講ずることも求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化 ○ 競争的資金等の取扱いに関するマニュアルを作成して、ルールを明確にし、統一的運用が図られている。また、ルールと運用の乖離については、内部監査規程に基づき、監査室で毎年行う内部監査において把握と見直しが行われている。</p> <p>(3)関係者の意識向上 ○ 会計事務職員を対象に、不正への対応は万全であるかをチェックし、リスクを正確に把握するための専門的能力の向上としての「監査能力向上研修」や、非常勤職員を対象に、「会計ハンドブック」を使用し、会計処理の手続き、公的資金の執行に対する意識向上のための「会計事務職員研修」が開催されている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 財務会計システムを活用して、研究者自身も執行管理を行える体制を整備するとともに、府中・小金井の両地区の会計室において、日常的な執行状況を確認し、併せて、執行状況に著しい遅れ等があれば、研究者に問合せ等を行い、計画的な予算執行が行われるように改善策等を提示し、指導している。</p>	<p>○ 今後検討・実施予定とされている諸事項も含め、再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p> <p>○ 今回の事案を踏まえ、独自の視点から不正要因を把握し、不正防止計画を改定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。</p> <p>○ ホームページへの掲載については、「相談窓口」及び「通報窓口」の連絡先や手続等を含め、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載し、情報発信・共有化に努めること。</p>

機関名	総合所見	創意工夫ある取組	留意事項
横浜国立大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、関係規則の制定、公的研究費不正防止推進室、納品検収センターの設置など、公的研究費の管理・監査体制を整備されている。</p> <p>今回の不正事案(手書き領収書の金額改ざん等によるプール金)を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①学内への周知徹底、②物品取得時の検収・確認の強化、③内部監査の強化等の取組が講じられているが、ガイドライン制定以降の事案であることにも鑑み、今後これらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p> <p>また、再発防止策の一環として、今後実施予定とされている不正防止計画の改定、発生要因の更新、理解度及び浸透度把握のためのアンケート調査等の取組については、着実に履行されることが求められる。</p>	<p>【機関内の責任体制の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最高管理責任者の指示の下、財務部全体、部局代表(評議員)及び部局会計職員を対象を拡大した研究者と事務職員の相互理解促進のための意見交換会が計画されている。また、部局責任者は、当該部局の教員に対し、「不正使用防止計画実施状況報告書」を年1回提出させ、不正防止計画の実施状況の把握に務めるなど、組織的な取組の工夫が見られる。 <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 ○ 不正の発生要因等毎に詳細に区別された「不正使用防止計画」が策定されており、当該計画に基づいたモニタリングが概ね実施されており、課題等の把握に努めている(実例例:立替、直送等の物品の抽出による事後確認 平成23年度:26.3%について実施、業者の売掛金の照合・検証 平成24年度:期中監査において25社に実施、物品の使用実態の抽出確認 平成24年度:全体の22%について実施)。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務会計システム等のデータを各部署と共有し、各経費の執行状況の把握を行うなど、計画的な執行が行われるよう組織的な連携を図っている。また、同システムにより、発注データの進捗を監視するなど、必要に応じ、手続き等の指導を行っている。 ○ 納品検収センターで現品確認できない物品等(宅配便、業務時間外等)については、抽出による事後確認のルールを明確に定め、常勤2名が隔週交代で抽出確認(平成23年度実績:26.3%)を実施している。また、平成24年10月より、直接店頭から持ち帰る物品・図書については、立替者(教職員)が納品検収センター又は、新たに設置した検収場所(8箇所)のいずれかに物品を持参し、現品の確認を受ける体制及び学内規則を整備し、体制の充実を図っている。 <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページにより、管理・運営責任体系、相談・通報窓口、不正使用防止計画、行動規範など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。 <p>【モニタリングの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部資金監査については、外部資金担当以外の者で監査グループを構成し、平成23年度は、通常監査として、科学研究費補助金(20.3%)・科学技術振興調整費(全体)等、全体で18.7%、特別監査として、全体で17.4%を対象に実施している。また、重点項目として、①取引業者に対する納品日及び請求日、未払い金・売掛金の照合、②固定資産の管理状況の現場確認、③立替払いにより購入した圖書のうち、手書き領収書のもの全件の現物調査など、リスク要因との関連から多角的な監査手法を取り入れつつ、内部監査を実施している。 ○ 監査計画・結果等について、定期的に四者協議会(財務・施設担当理事、監査室、監事、会計監査人)を開催し、情報共有・連携を図ることにより、効率的・効果的かつ多角的な監査の実施に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任教員については、「初任教員研修会(平成24年度実績:参加率約86%)において、担当理事から「研究費の使用及び心得について」周知が図られ、未受講者及び中途採用教員等に対しては別途対応が工夫されているが、在籍教職員の説明の機会については、今回の不正発生原因(当該教員が説明会等への不参加、リフトレット等)を目を遣ない等の研究費の適正使用に対する意識が低かったとの要因分析)を踏まえ、今後実施を予定している理解度及び浸透度把握のためのアンケート調査の結果を十分活用するとともに、必要に応じ、周知のための取組・機会の更なる工夫・充実を図ることが必要である。(平成24年度実績:教職員説明会参加者 研究者20名、事務職員19名) ○ 今後実施予定とされている不正防止計画の改定などの取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実にも努めること。
滋賀医科大学	<p>平成20年度にガイドラインを踏まえ、検収体制を含めた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、「公的研究費の適正管理及び不正使用防止」に関する規程(平成20年10月)に基づき、不正防止計画推進室を設置するなどの取組を実施している。また、検収業務におけるチェック体制においては、当初各講座に配置した検査職員が改定していたが、平成23年6月に検収センターを設け、検収担当者と検査職員によるダブルチェック体制に移行している。</p> <p>今回の不正事案(旅費によるプール金、業者に対する預け金)は、コンプライアンス推進責任者(部局責任者)である教授の指示により、他の構成員はその指示に従わざるを得ない状況下にある。不正事案が長期にわたり行われていたものである。</p> <p>本事案を踏まえ、①意識の啓発として、ポスター作成・配布、コンプライアンス責任者への通知、全職員理解度アンケートの実施等、②制度関係として不正行為防止実施計画の検討等、③取引業者に対する説明会の開催、契約書の徴取等、④出張手続きについて、チェック体制の強化等の対策を実施又は今後実施予定としている。</p> <p>上記取組については、実施済み又は近々実施予定のものがある一方、検討段階のものもあり、今後、実効性ある取組として検討の上、着実に履行されることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者の意識向上 ○ 今回の不正事案を踏まえ、この1年の間に「職場におけるハラスメント」、「コンプライアンス等」について、外部講師を招聘した研修会を計6回開催するなど、意識向上に向けた取組を積極的に行っている。 <p>【モニタリングの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の不正事案を踏まえ、取引業者への指導の一環として、取引額の多い30社程度を抽出、監査法人を通じて残高確認書を送付し、債務、債権の突合を行っている。 ○ 内部監査について、書面監査に加え、教員、旅費受給者、秘書等へのヒアリングによる特別監査(モニタリング監査)を重点的に実施している。また、監査室の体制については、平成24年度より、併任職員のみで体制から、専任職員2名を置くとともに、必要に応じて監査担当者を配置するなど、体制の充実を図り、上記のモニタリング監査に対応させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事案を踏まえ、以下の再発防止策が検討・実施予定とされているが、それらも含め、着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実にも努めること。 ① 研究費ハンドブックの改訂(平成25年3月末) ② 全大学職員に対する理解度アンケートの実施(平成25年3月) ③ 研究者からの契約書の徴取(平成25年3月末) ④ 業者向け説明会の実施及び契約書の徴取(平成25年4月) ⑤ 研究活動の不正行為防止実施計画の策定(策定予定) <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の研究費の不適切な経理が確認されたこと並びにガイドラインの趣旨を踏まえ、研究者や事務職員の一層の意識向上を図るため、「行動規範」を新たに制定し、周知に努めること。
愛媛大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、「研究費等の運営及び管理」に関する基本指針(平成19年7月)を制定し、公的研究費の管理・監査体制を整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金、旅費、謝金によるプール金)等を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①旅費、謝金のルール周知のための説明会の開催、会計ハンドブックの作成・配布、②発注・納品確認に係るチェック機能の強化等の取組が講じられているが、ガイドライン制定以降の事案であることにも鑑み、今後これらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p> <p>また、再発防止策について、今後実施予定とされている諸事項も含め、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、着実に履行されることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)ルールの明確化・統一化 ○ 平成19年度から各部署の業務担当者によるワーキンググループを立ち上げ、「物品調達」、「旅費」、「謝金」、「契約」など、各費目や手続きに対応したきめ細かいマニュアル、Q&Aや会計ルールを分かりやすくまとめた「会計ハンドブック」等を作成し、周知に努めている。 ○ (2)職務権限の明確化 ○ 「会計職務権限委譲規程」により、研究者と事務職員の権限について明確化し、周知を図っている。また、平成24年度から、契約担当部署ごとに発注担当者、契約決議の作成者、検収担当者、決裁者を具体的に定めた「発注及び納品検収職務分担表」を作成し、運用レベルでチェックが有効に機能するよう対策を講じている。 <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 ○ 適正使用推進計画(不正使用防止計画に相当)に基づき、取組・課題等を取りまとめた「不正発生要因一覧」を作成し、毎年、検証・見直しを行い、リスクの高い項目を洗い出し、組織的に取組を推進する体制を整備している。 <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務会計システムにより、教員及び予算担当者、発注段階から予算執行状況を常に把握できる体制となっており、必要に応じ、手続き等の指導を行っている。また、研究課題ごとに業者別の購入金額・件数を月毎に集計し、定期的に取り引状況をモニタリングしている。 <p>【モニタリングの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査室による内部監査、適正使用推進室による日常的なモニタリング、財務部による会計内部検査など、機関内の組織の連携により、多角的な監査及びモニタリングが実施されている。また、実施体制については、平成24年度から、内部監査協力者制度を創設し、若手職員に内部監査の実務を通じて監査に対する意識向上と知識の取得させるための工夫が講じられている。監査の指導事項については、そのフォローアップを行うため、「監査結果ボードフォリオ」を作成し、計画的かつ継続性のある監査の実施に努めている。 ○ 平成19年度から、ルールの認知度を測るため、これまでに約470名の教員を対象にモニタリングを実施している。また、平成23年度からは、取引業者12社、各部署予算担当者からのモニタリングを実施している。モニタリング結果及び質問・要望は、報告書・Q&Aとして取りまとめ、学内ホームページを通じて周知するとともに、改善策・マニュアル等にフィードバックしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャンパスごとに説明会が開催されており、平成24年度から新任教員については、説明会への参加を義務化するなどの工夫は見られるが、今回の事案が教員・学生及び事務職員の関与によって発生していること並びに再発防止策の一環でもあることに鑑み、全ての研究者及び事務職員や、研究活動に携わる学生に対し、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。 ○ 再発防止策については、今後検討・実施とされている諸事項も含め、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、その進捗管理に努めること。

機関名	総合所見	創意工夫ある取組	留意事項
長崎大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、「競争的資金等の適正管理に関する基本方針」(平成19年11月)を定め、適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることについて、「研究者行動規範」の制定(平成21年2月)、「競争的資金等不正防止計画」の公表(平成22年2月)により、不正使用防止に取り組んでいる。</p> <p>今回の不正事案(旅費によるプール金)は、ガイドライン制定以降も続いた事案であり、発生要因の分析と、再発防止に向けた様々な取組を推進していくことが求められる。</p> <p>今後、原因究明と発生後の対応を更に検討・分析し、再発防止策が実効性のある取組として着実に履行されることが期待される。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 学内外からの競争的資金等に係る事務処理手続及び使用に関するルールの相談に対応するため、部署等に20か所以上の第1次相談窓口を設置し、研究費を担当する事務職員が配置されている。本館においては、第1次相談窓口へ内容を集約・フィードバックするための総括相談窓口が設置され、事務手続等の明確かつ統一的な運用に努めるとともに、研究者に対するきめ細かい支援体制が整備されている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 財務会計システムを導入し、発注段階での支出財源及び予算執行状況等を遅滞なく把握できる体制が整備されており、定期的に予算の執行状況を学内委員会等において部局責任者に報告し、計画的かつ適正な執行の確保に努めている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ 全教職員を対象に研究費使用ルール等の不明な点・改善点等を自由記述形式でのアンケートにより把握し、提出された研究現場の要望や問題点等の意見に対しては、回答解説を作成し、平成24年度中に学内ホームページで公表・研究者へフィードバックすることとしている。</p>	<p>○ 再発防止策については、更に検討・充実を図り、その着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価をいいつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実にも努めること。</p> <p>○ 今回の不正事案を含め、公的研究費使用に関するアンケート調査結果等の活用により、今後も定期的に不正を発生させる要因の全体把握・分析をいいつつ、不正防止計画を改定し、その着実な履行に努めること。</p> <p>○ 関係者の意識向上のための説明会については、各部署における開催により、参加者の増加は見られるものの、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。</p>
【私立大学・短期大学】			
東京歯科大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、採取体制を含めた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、以後、「行動規範」(平成23年2月)、「非常勤の研究支援者の雇用に関する規程及び細則」の制定(平成24年1月)、これらを踏まえた「不正防止計画」の改訂(平成24年6月)など、実態を踏まえ、体制の整備・充実が図られている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、今後これらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが求められる。</p> <p>また、運用ルールの厳格化・システムを活用した業務の効率化については、研究者の意見・ニーズ等も十分踏まえつつ、より良いシステムとして更に定着化を図るよう努めることが期待される。</p>	<p>【機関内の責任体制の明確化】</p> <p>○ 全学的な組織として、最高管理責任者の下に、各部署長・研究費の実務担当者等を構成員とする「補助金管理・運営会議」、「補助金管理・運営事務連絡会」を設置し、定期的な開催を通じ、前年度の執行状況、監査報告等を踏まえ、各種規程の改訂、不正防止計画等の検討が行われ、全学的に周知されており、実質的な活動が見られる。</p> <p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 勤務実態を踏まえ、平成24年1月に「非常勤の研究支援業務者の雇用に関する規程」を制定し、業務内容の明確化を図るとともに、タイムカード(ICカード)での勤務管理、業務内容のチェックが行える体制を整備するなど、実態を踏まえたルールの制定、統一的な運用が図られている。</p> <p>○ 各キャンパスの実務担当者で構成する「補助金管理・運営事務連絡会」を定期的に開催し、キャンパス間で事務担当者のルールの運用に関する共通理解を図るとともに、課題の共有、解決に当たっている。</p> <p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>○ 学内全研究者及び大学院生を対象(出席率80%)とした公的研究費の適正使用に関する内容を含む「医学研究に関する倫理講習会」を開催し、テレビ会議システムを通じて各キャンパスに配信するとともに、出席者には資料をポータルサイトへ掲載し、配布・周知を図るなど、実効性を高めるための工夫が講じられている。また、同講習会においては、大学院生、新規採用の若手研究者を含め、参加者に対するプレ・ポストテスト、アンケート調査を実施し、理解度の把握に努めるとともに、ルールに関する質問を受け付け、参加者にフィードバックしている。</p> <p>【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】</p> <p>(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>○ 不正防止計画が要因毎に詳細に区分されており、適宜、改正されているとともに、実行のためのルールの周知・体制整備が図られている。</p> <p>(2) 不正防止計画の実施</p> <p>○ 最高管理責任者の直属として、各部署長、公認会計士、弁護士等を構成員とする不正防止推進室が設置されており、定期的な開催を通じて、課題・問題点の把握、対策の検討等が行われ、「補助金管理・運営会議」との連携により、必要に応じ、制度改正等が行われている。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 「Web研究費システム」の活用により、物品購入、出張、謝金等の一連の業務の流れが事務部門で統制され、また、「個別課題において12月末時点で7割以上の執行がされていない場合は、使用計画書の提出を求める」など、事務部門における運用ルールも明確化されており、研究者の計画的な研究費の執行に対する意識の向上のための取組として効果が見られる。</p> <p>○ 平成24年1月に「非常勤の研究支援業務者の雇用に関する規程」を制定し、業務内容の明確化を図るとともに、タイムカード(ICカード)での勤務管理、業務内容のチェックが行える体制を整備し、運用が図られている。</p>	<p>○ 不正防止計画の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価をいいつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実にも努めること。</p> <p>○ ホームページへの掲載については、「行動規範」、「管理・運営体制」、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」(連絡先や手続きを含む)、「取引業者に対する処分(取引停止等)の取組・手続きを含む」などとともに、これらに關係する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載し、情報発信・共有化の推進に努めること。</p>
慶應義塾大学	<p>平成18年6月に、「研究活動に関するコンプライアンス検討委員会」が設立され、以後、「特定研究資金の支出に関する規則」の制定(平成19年2月)、納品検収センター設置(平成19年4月)等の公的研究費の管理・監査体制の整備・充実が順次図られている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドラインによる体制整備以前や合併前の事案も含まれているが、このような事態が新たに確認されたことを踏まえ、今後これらの体制を維持・発展させつつ、改めて、研究費の適正使用について機関の構成員の意識を更に高めるための取組を行うなど、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p>	<p>【機関内の責任体制の明確化】</p> <p>○ 全学的な組織として、最高管理責任者の下に、それぞれ研究者・事務職員を構成員とする「研究連携推進本部会議」、「研究連携推進本部運営委員会」等の指示・伝達を行うための体系化された定例会議等の場が組織されており、実質的な活動が見られる。</p> <p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 各キャンパス(三田、日吉、信濃町、矢上、湘南藤沢、芝共立)に研究支援センターを設置し、効率的な研究遂行のための支援体制を整備するとともに、それらの実務担当者等で構成される「特定研究資金検討委員会」において、全学統一ルールの運用状況をチェックし、規則・マニュアルの改訂が随時、行われるなど、実態を踏まえた具体的な運用・手続きのチェック体制が整備され、機能している。</p> <p>○ 「特定研究資金の支出に関する規則」に基づき、「RESEARCH HANDBOOK」、「特定研究資金マニュアル」、「研究費の不正使用事例集」が体系的に作成されており、全ての研究者及び事務職員に対して分かりやすい形で周知に努めている。</p> <p>(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○ 「研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」として、研究費不正・研究不正を一本化した手続きが定められている。また、ホームページ上のフォームにより、手続きが行えるよう工夫されており、適用手続きの透明性が確保されている。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ ホームページにより、運営・管理責任体系、通報窓口・手続き、研究倫理要綱、関係諸規程など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく学内外に公開している。</p>	<p>○ 科研究費については、毎年、使用の説明会をキャンパスごとに開催しているが、キャンパスによっては出席率が低い状況も見られるため、理解度の把握のための取組も含め、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。</p> <p>○ 今回、不正事案が新たに確認されたことを踏まえ、機関の構成員の意識を更に高めていくための取組として、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。</p> <p>○ 今後検討・実施予定とされている諸事項については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価をいいつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実にも努めること。</p>

機関名	総合所見	創意工夫ある取組	留意事項
昭和女子大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、検収体制を含めた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、「競争的資金等取扱規程」(平成19年11月)を定め、具体的なルールについては、「競争的資金執行ルール」(平成19年7月)等に基づき、取組を実施している。</p> <p>今回の不正事案は、①「預け金」が発覚したほか、②「期すれ」、③「翌年度払い」であり、機関の総括としては、納品検収の不備、執行ルール等の周知不足を挙げている。</p> <p>納品検収については、従前「10万円未満の消耗品は必要に応じて実施」としていたものを平成24年度から学園本部事務センターにおいて納品検収する体制を執ること(ただし、1万円未満の消耗品は各部署の任命された検収担当者が実施)、また、関係者への意識向上・周知不足については、コンプライアンス研修の実施、公的研究費申請者等に対するアンケート調査の実施、及び「行動規範」の具体的要領の作成、並び「執行ルール」の図表化・改訂を以て対応している。</p> <p>これらの取組は、比較的小規模な当該大学の特性を踏まえたきめ細かい取組であり、その運用が適切になされれば、不正防止対策として効果が期待できる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 相談窓口について、教育支援センター研究担当の4名体制、事務局内に打合せスペースを設置し、相談しやすい環境をつくり対応している。また、相談内容はデータベース化され、4名の担当者間の情報共有を図るとともに、研究者毎の執行計画の把握、進捗管理に活用する他、ルールの見直しの検討材料としている。</p> <p>(2)関係者の意識向上</p> <p>○ 科研費採択者全員を対象として、研究の進捗・執行状況の確認等を定期的に行っている(研究室訪問システム)。また、その際、誤認されやすいルール、特に周知すべき項目等についてアンケート調査も併せて実施している。</p>	<p>○ 今後検討・実施予定とされている「研究者発注ができる10万以上50万円未満の物品」に係る事務局による比較見積りへの徴収、研究者へのヒアリングによる「購入決定チェック」や、「行動規範」の具体的要領の作成及び「執行ルール」(特に職務権限の明確化)の図表化・改訂等の諸事項も含め、再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価をいいつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実を図ること。</p>
東京農業大学・東京農業大学短期大学部	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、公的研究費の管理・監査体制の整備に向けた取組が開始されているが、これまでの取組においては、適正な運営・管理の基礎となる体制整備や関係諸規程の整備面でも、更なる改善・充実が必要と認められた。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、機関として、発生要因やこれまでの体制整備の課題を踏まえ、抜本的な体制の整備・充実を図るため、①機関内の責任体制の明確化(「公的研究費の管理・監査に関する規程」(平成25年2月)の制定)、②研究費等使用に関する意識改革(全教職員の研修会出席、教員に誓約書提出を義務付け)、③納品検収体制の充実強化(世田谷キャンパスに検収課を設置、厚木・オーストクの各キャンパス総務課に検収担当を配置)、④内部監査体制の強化(内部監査室の新設)などの措置が順次講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を着実に推進していくとともに、機関としての取組指針をより明確にするため、「行動規範」の策定・周知、その浸透度の把握のための取組や今後検討とされている謝金等の勤務実態の把握、通報窓口の公開方法などについては、十分な検討と早期の履行が求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 日常的な執行状況の確認のため、予算管理データベースにより、リアルタイムの残高管理を行い、研究者にその状況を定期的にフィードバックし、計画的な執行管理に努めている。</p>	<p>○ 今回の研究費の不適切な経理が確認されたこと並びにガイドラインの趣旨を踏まえ、研究者や事務職員の一層の意識向上を図るため、「行動規範」を新たに制定し、その周知に努めること。</p> <p>○ 「不正防止計画」の骨子である研究費等の使用に関する意識改革、納品検収体制の充実強化、内部監査体制の強化、予算執行手続の明確化等の今後検討・実施予定とされている諸事項も含め、再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価をいいつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実を図ること。</p> <p>○ 説明会等における関係者の意識改革・向上に当たっては、アンケート等による理解度・浸透度を測り、方針にフィードバックするなどの取組も含め、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。</p> <p>○ ホームページへの掲載については、「研究者行動規範」、「各責任者の職名及び責任体制」、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」(連絡先や手続きを含む)、「取引業者に対する処分」(取引停止等の取扱・手続きを含む)などとともに、これらに関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載し、情報発信・共有化の推進に努めること。</p>
東邦大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、公的研究費の管理・監査体制全般に関し、総論的に定めた「公的研究費管理マニュアル」を制定し、体制整備・学内への周知が図られている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、本事案の発覚を契機に、学長のリーダーシップの下、改めて現状の体制整備状況の検証・課題の把握が行われ、①研究者の意識を高め、具体的な取組を着実に進めていくため、「行動規範」、「研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止に関する規程」の制定、②「研究活動・研究費使用規範委員会」の設置による全学的な管理組織の立ち上げ、③検収体制の強化等の取組が講じられている。</p> <p>今後もこれらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p> <p>また、再発防止も兼ね、今後検討・実施予定とされている諸事項については、新たに組織した全学的な管理組織の下、研究者の意見も汲み上げつつ、実効的な方策として具現化し、着実に履行されることが求められる。</p>	<p>【機関内の責任体制の明確化】</p> <p>○ 複数のキャンパスを有する機関において、機関全体を統括する最高管理責任者が、各キャンパスに出向き、各種会議等への参加を通じて、積極的に問題点の把握と改善策の実行に努めている。</p> <p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(4)調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>○ 「研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止に関する規程」において、研究活動に関する不正全般の調査、その他必要な手続き等が明確にされ、公正かつ透明性の高い仕組みが構築されている。</p>	<p>○ 研究費申請予定・採択者等を対象とした説明会を開催するとともに、学内ホームページを通じて、資料・動画の閲覧等の取組が講じられているが、全ての研究者及び事務職員に対し、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。</p> <p>○ 研究者の発注の権限と責任等について、運用実態を踏まえ、更に明確化するとともに、運用において、実質的な事務局発注の機能を高めるための工夫を講じること。</p> <p>○ これまで「公的研究費管理マニュアル」により、位置付けられていた不正防止計画については、今回の再発防止策等も含め、「不正防止計画」として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。</p> <p>○ 検収体制の強化などの再発防止策も含め、今後検討・実施予定とされている諸事項については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価をいいつつ、公的研究費の管理・監査体制の整備・充実を図ること。</p> <p>○ ホームページへの掲載については、「行動規範」、「管理・運営体制」、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」(連絡先や手続きを含む)、「取引業者に対する処分」(取引停止等の取扱・手続きを含む)などとともに、これらに関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載し、情報発信・共有化の推進に努めること。</p>

機関名	総合所見	創意工夫ある取組	留意事項
日本女子大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、「公的資金研究費の管理運営・監査規程」を制定し、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金等)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、発生要因を踏まえ、再発防止策として、①大型機器に係る保守契約の見直し、②保守点検・修理作業の可視化、③物品検収体制の強化、④研究費の執行に関する研修の徹底、⑤取引業者に対する指導の徹底などの抜本的な体制整備の充実を図ることとしており、今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p> <p>また、再発防止策について、今後実施予定とされている不正防止計画の改定、検収の対象の拡大などの措置については、着実に履行されることが求められる。</p>	<p>【機関内の責任体制の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的な管理組織として、最高管理責任者(理事長・学長)を長とする「管理運営・監査委員会」、「防止計画推進部審議会」を設置し、定期的な開催を通じ、モニタリング活動状況の報告・情報共有、それらを踏まえた方策の決定・周知が行われており、組織的な取組体制が整備されている。 【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】 ①関係者の意識向上 ○ 研究支援課に相談窓口カウンターを設け、日々の対応により、研究者と事務職員の相互理解を促進するための場として活用するとともに、効率的な研究遂行の支援に努めている。 【研究費の適正な運営・管理活動】 ○ 研究者及び事務職員が執行状況を逐次把握できる財務会計システムの構築により、日常的に支出記録の分析・点検、月毎に執行率の分析を行い、必要に応じて、研究者に執行状況をフィードバックするなど、効率的な予算執行・管理に努めている。 ○ 平成24年9月から、各キャンパスに「検収室」を設置し、競争的資金については、全品検収とする体制の整備・充実が図られており、今後、稼働状況を検証しつつ、平成25年度中を目標に対象を拡大することとしている。 ○ 非常勤雇用の勤務状況確認について、出勤簿にあたる「支払内訳表」を本人が担当課に持参する対面授受とするなど、日常的な業務上でのチェックのための工夫が講じられている。また、授業日程と重なりチェックや新幹線利用の場合の領収書の提出など、出張計画の実行状況等を把握するための体制を整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「研究費・科研費に関する説明会」が、年3回開催されているものの、参加率は教職員ともに低い状況である。ホームページに資料を掲載するなどの工夫は見られるが、再発防止策の一環でもあることに鑑み、全ての研究者及び事務職員に対し、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。 ○ 今後改定予定とされている不正防止計画については、今回の再発防止策等も含め、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。 ○ 内部監査については、客観性、監査対象部署からの独立性が確保されるよう、体制面において、監査グループを構成して実施するなどの工夫を講じている。また、その役割、権限を明確化するとともに、監査結果が改善へのフィードバックに結びつための監査報告の仕組みなどについて、関係規程も含めて整備し、より効果的な監査が実施されるよう、機関内の連携を推進すること。 ○ 検収体制の強化などの再発防止策も含め、今後検討・実施予定とされている諸事項については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、公的研究費の管理・監査体制の整備・充実にも努めること。 ○ ホームページへの掲載については、「行動規範」、「管理・運営体制」、「マニュアル」、「不正防止計画」、「取引業者に対する処分」(取引停止等の取扱・手続きを含む)などとともに、これらに関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載し、情報発信・共有化の推進に努めること。
法政大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、「公的研究費補助金等に関する不正防止ガイドライン」を制定し、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金等)を踏まえ、平成25年4月から、①検収対象経費を全ての公的研究資金に拡大・全品検収とし、各キャンパスに「検収センター」を設置、②学内処分規程の整備・周知等の措置を講ずることとされているが、ガイドライン制定以降の事案も含まれていることに鑑み、これらの措置を着実に履行するとともに、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p> <p>また、再発防止策も含め、今後検討・実施予定とされている諸事項については、機関内の合意を形成しつつ、実効的な方策として具現化し、着実に履行されることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)ルールの明確化・統一化 ○ 各キャンパス(市ヶ谷、多摩、小金井)に研究支援組織として、研究開発センターを設置し、効率的な研究遂行のための支援体制を整備している。 【研究費の適正な運営・管理活動】 ○ 予算執行状況の把握のため、平成24年度から科研費の経費管理システムをリニューアルし、Web上で研究者が自らリアルタイムで執行状況を確認できる環境を整備している。また、不正防止計画において、「研究課題ごとに、9月末までに40%、1月末までに80%の執行」を目安として、事務局において確認する運用ルールを明確にし、研究者の計画的な研究費の執行に対する意識の向上に努めている。 また、利用を希望する科研費採択者に対し、OAサプライ販売業者及び書籍販売業者のWeb購入システムを利用できる環境を整備している。このシステムの利用により、発注した物品が納品検収センターに納品され、研究者の立替払いや事務手続きの軽減を図っている。 【モニタリングの在り方】 ○ 内部監査の実施に際して、公認会計士の協力を得て実施しており、体制面で客観性を高めるための工夫が講じられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付内定を受けた研究者に対する「公的研究費執行に係る教員向け説明会」(平成24年度実績・参加率69.3%)については、複数回開催(年3回)、3キャンパスを遠隔会議システムで接続し、同時配信するなど、工夫は見られるが、全ての教職員に対し、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。 ○ 今後改定予定とされている不正防止計画については、今回の再発防止策等も含め、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。 ○ 検収体制の強化などの再発防止策も含め、教職員へのルールの浸透度の把握や非常勤雇用の勤務状況確認など、今後検討・実施予定とされている諸事項については、取組の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、公的研究費の管理・監査体制の整備・充実にも努めること。
武蔵野大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、「公的研究費の管理・監査に関する規程」、「研究活動規範」(平成19年10月)等を制定し、公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)を踏まえ、①監査体制の強化のための内部組織の充実、②直接発注の禁止と物品等の納品に対する検収システムの構築、③教職員のコンプライアンスの徹底のための再発防止に関する説明会の開催、④通報を受け入れる体制の整備、⑤ガイドブックの作成・配布等の措置を順次講じることとされている。</p> <p>今回の不正事案は、ガイドライン制定以降も続いた事案であることから、それらの措置を着実に履行するとともに、その進捗管理のために不正防止計画を策定するなど、引き続き、再発防止に向けた取組を積極的に推進していくことが求められる。</p>	<p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な執行状況の把握と改善指導として、執行台帳と収支簿との照合を行い、毎月、執行書類の受付案内と同時に計画的な執行を呼びかけるとともに、収支簿を添付して研究者、事務担当の双方で執行内容、残高チェックをしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後検討・実施予定とされている諸事項も含め、再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実にも努めること。 ○ 教職員を対象とした説明会においては、使用ルールのみならず、大学の再発防止策の取組についても周知を図るとともに、理解度の把握のための取組も含め、全ての研究者及び事務職員に対し、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。 ○ 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。 ○ ホームページへの掲載については、「公的研究費の管理・監査に関する規程」、「研究活動規範」、「相談窓口」、「通報窓口」(連絡先や手続きを含む)、業者への取引停止等の処分方針などとともに、これらに関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載し、情報発信・共有化に努めること。 ○ 防止計画推進部署、監事、公認会計士が連携し、不正防止に向けた監査活動を強化するよう努めること。

機関名	総合所見	創意工夫ある取組	留意事項
産業医科大学	<p>平成19年度にガイドラインを踏まえ、検収体制を含めた公的研究費の管理・監査体制が整備されている。</p> <p>今回の不正事案(業者に対する預け金)は、ガイドライン制定以前の事案であるが、再発防止策として、更なる検収体制の充実を図るため、①確実な納品確認を行った上で、教員及び事務職員の計2名が納品書に署名を行う、②業者に対して、納品書への明細書の添付の義務付けなどの措置が講じられているが、今後もこれらの体制を維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p> <p>また、適正な運営・管理の基礎となる体制、諸規程等については、一定程度整備されているが、履行状況調査結果及び運用実態を踏まえつつ、更に検討・整備することが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 予算管理・執行の会計ルールを解説したマニュアル「管理と執行について」及び「公的研究費の不正防止計画」を毎年見直し、研究者、担当事務職員及び関係各課へ配布するなど、機関内の事務手続に関するルールの見直し・周知に努めている。</p> <p>(2)関係者の意識向上</p> <p>○ 今年度から新たな取組として、「公募要領等説明会」開催時にアンケート調査を実施し、内容の理解、今後の要望等の把握に努め、各種方策へフィードバックする体制を整備している。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 管理会計システムにより、研究課題毎に研究者が自ら執行状況を把握できる体制を整備するとともに、11月末時点で執行率70%以下の研究者者に対しては、事務部門から注意喚起を行うなど、予算執行状況の把握と検証に努めている。</p> <p>○ 物品の検収については、全ての物品を検収センターで検収を行った上で、研究室に納品し、研究者と講座等事務担当者2名が納品確認を行う体制を整備している。また、時間外等で直接、研究室に物品が納品された場合は、小型・軽量の物品は持参、大型・重量物は検収担当者が研究室へ向かい、検収を実施する体制とし、当事者以外によるチェックが行えるシステムを構築している。</p>	<p>○ これまで、職員就業規則によるとされていた「行動規範」について、今回の研究費の不適切な経理が確認されたこと並びにガイドラインの趣旨を踏まえ、研究者や事務職員の一層の意識向上を図るため、「行動規範」として新たに制定し、その周知に努めること。</p> <p>○ 「会計規則」及び「公的研究費の不正使用防止のための基本指針」の研究者の発注権限と責任について、運用実態を踏まえ、更に明確化するとともに、運用において、実質的な事務局発注の機能を高めるための工夫を講じること。</p> <p>○ 監査室の位置付け、役割、権限等について関係諸規程を整備するとともに、より効果的な監査の実施に向けて、機関内の連携を推進すること。</p> <p>○ 不正防止計画の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p>
【大学共同利用機関法人】			
高エネルギー加速器研究機構	<p>ガイドラインを踏まえ、「研究費の取扱いに関する規程」(平成20年4月)が制定され、不正防止対策の立案という視点に加え、分かりやすく、適正な運営のためのルールの見直しによる確直的な運用を回避する観点からも検討が進められ、公的研究費の管理・監査体制の整備・充実が図られている。</p> <p>今回の不正事案(旅費によるプール金)を踏まえ、機関として発生要因を把握し、その要因を踏まえた再発防止策として、①説明機会を増加、②出張実費を証明する書類の見直しと義務化、旅費システムの改修、旅費関連規程の再編成、③旅費マニュアルの整備、リーフレットの作成・配布等の措置が講じられているが、ガイドライン制定以降の事業であることに加え、今後もこれらの体制を一層維持・発展させつつ、引き続き、再発防止に向けた取組を推進していくことが期待される。</p> <p>また、再発防止策も含め、今後検討・実施予定とされている諸事項については、実効的な方策として具現化し、着実に履行されることが求められる。</p>	<p>【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化</p> <p>○ 機構が管理する全ての研究費が、規程による統一ルールにより、管理される体制となっており、研究費使用マニュアルシリーズとして、「研究費執行のコンプライアンス」、「研究費使用マニュアル(物件費編)」等により、各種手続き・ルールを体系的に整理し、分かりやすい形で周知している。</p> <p>(2)職務権限の明確化</p> <p>○ 事務職員が、効率的な研究遂行を目指した業務を担う立場にあるとの認識を高めるため、「KEK管理局職員宣言」を策定し、事務職員の意識向上に努めている。また、研究者及び事務職員の研究費不正使用に対する意識向上のため、研究費の適正使用に重点を置いた「研究費の運営及び管理に関する行動規範」を策定し、機関の職員としての取組の指針を周知している。</p> <p>(3)関係者の意識向上</p> <p>○ 事務職員が、効率的な研究遂行を目指した業務を担う立場にあるとの認識を高めるため、「KEK管理局職員宣言」を策定し、事務職員の意識向上に努めている。また、研究者及び事務職員の研究費不正使用に対する意識向上のため、研究費の適正使用に重点を置いた「研究費の運営及び管理に関する行動規範」を策定し、機関の職員としての取組の指針を周知している。</p> <p>【研究費の適正な運営・管理活動】</p> <p>○ 納品検収については、納品検収センターにおいて、納品物と納品書の突合を含む納品事案の確認(検収)を行い、教員等の契約申請者以外の者が「検査職員」として検査を実施する二重方式による体制とし、宅配便については、事後に契約担当職員による抜き打ち現物確認(毎月 平成23年度実績:全件数の4.6%)を実施する体制を構築している。</p> <p>【情報の伝達を確保する体制の確立】</p> <p>○ ホームページにより、運営・管理責任体系、通報窓口・手続き、関係諸規程など、機関全体の取組を体系化・集約化し、分かりやすく機関内外に公開している。</p> <p>【モニタリングの在り方】</p> <p>○ 特別監査においては、発生リスクを意識したリスクアプローチ監査、PDCAサイクルを意識したフォローアップ監査の各監査項目を設定して実施している。また、効率的で効果的な内部監査を行うためのツールとして、CAAT(Computer Assisted Audit Techniques:コンピュータ利用監査技法)を利用して、財務会計システムに蓄積されたデータの中から、各リスクが懸念される取引案件を監査対象として抽出するなど、工夫が見られる。</p>	<p>○ 会計制度及びルールに関する説明会を開催しているが、出席率が低い状況も見られるため、理解度の把握のための取組も含め、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。</p> <p>○ 今後検討・実施予定とされている諸事項については、取組の着実な履行に努めるとともに、必要に応じて、不正防止計画の見直しを行いつつ、運用実態・効果等について点検・評価を行い、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。</p>